

訪問介護・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳洲会が開設する医療法人 徳洲会 訪問介護 四季（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護（介護予防訪問介護）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問介護及び日常生活総合事業の運営の方針)

第3条 指定介護予防訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 医療法人 徳洲会 訪問介護 四季
- ② 所在地 茨城県古河市鴻巣 1175-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 常勤換算2.5名以上(サービス提供責任者含む)

訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名 (常勤職員)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

② 営業日 日曜日から土曜日までとする。

③ 営業時間 午前8時から午後8時までとする。

③ 状況に応じて、24時間常時連絡が可能な体制をとる事とする。

(指定訪問介護等の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

具体的なサービス内容は以下のとおりである。

① 身体介護

② 生活援助

③通院などの為の乗車又は降車の介助(通院等乗降介助)

2 日常生活総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

① 訪問型独自サービス(Ⅰ)…1週に1回程度

② 訪問型独自サービス(Ⅱ)…1週に2回程度

③ 訪問型独自サービス(Ⅲ)…1週に2回を超えた場合

3 第13条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所から片道概ね5km未満 500円
- ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートル 100円

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合等状況に応じて、医療機関への緊急搬送など必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

（事故発生時における対応方法）

第9条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護などの提供により事故が発生した場合には、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

（苦情処理等）

第10条 事業者は、提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

（独自サービス）

第11条 事業所は、独自の自費サービスの提供を依頼に応じて対応する。介護保険内では出来ないサービスを独自の金額設定（30分1,500円）ヘルパー1人対応と設定する。

2 独自サービスのみの利用者様に関しても、契約を交わし責任あるサービスの提供を行うこととする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために責任者の設置、その他の必要な体制

の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定
管理者 塚原 久美子
- ② 成年後見制度の利用を支援
- ③ 苦情解決体制を整備
- ④ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会での検討結果について従業員への周知徹底をする

(身体拘束の禁止)

第13条 事業者は、サービスの提供の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、村債の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果について従業員への周知徹底
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 従業員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(秘密保持)

第14条 訪問介護員等は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合には、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第15条 通常の事業の実施地域は、茨城県古河市、茨城県猿島郡境町、茨城県猿島郡五霞町、埼玉県加須市、埼玉県久喜市、栃木県下都賀郡野木町の区域とする。

(従業員の研修)

第16条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。
なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- ② 継続研修 年 1 回

(記録の整備)

第 17 条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護などの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その
完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- ①訪問介護計画及び日常生活支援事業介護計画
 - ②提供した具体的サービス内容等の記録
 - ③利用者に関する市町村への報告等の記録
 - ④苦情の内容等に関する記録
 - ⑤自己の状況及び事故に関する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存する
ものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 1 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所の管理者との協議に
基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日改定